

## 次世代育成支援対策推進の一般事業主行動計画について

社会福祉法人 東京児童協会

(運営施設)

砂町保育園・大和東保育園・船堀中央保育園・亀戸浅間保育園

江東区白河かもめ保育園・扇ころろ保育園・亀戸ころろ保育園

江東区南砂さくら保育園・新宿三つの木保育園もりさんかくしかく

## 1. はじめに

### ①次世代育成支援対策推進の行動計画とは

次世代育成支援対策推進の一般事業集主行動計画（以下、「行動計画」）とは、企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、**計画期間、目標、その目標達成のための対策と実施時期**を定めるもの。

### ②社会福祉法人東京児童協会の行動計画とは

社会福祉法人東京児童（以下、「当法人」）の行動計画は、以下3の事業計画に則り、計画・実施する。

## 2. 基本方針

### （1）行動計画

- 組織内の制度面としての現状を捉えること
- 従業員のニーズを捉えること
- 組織としての望む行動計画を策定すること
- 社会福祉法人として社会に発信する行動計画を策定し取り組むこと

### （2）行動計画推進の責任者

- 行動計画推進の責任者は、理事長とする。

### （3）行動計画推進の担当者

- 行動計画推進の担当者は、以下の者とする。
  - 人事部長
  - 事業部長

### （4）行動計画の公表

- 行動計画の公表は、当法人のホームページにて公表を行う。

## 3. 事業計画

### （1）計画期間

- 平成26年3月31日までに集中的かつ計画的に取り組む
- 計画期間は平成23年12月1日～26年度3月31日の2年4ヶ月間とする

## (2) 目標

- 従業員の労働環境の改善
- 従業員の仕事と育児に関する意識改革
- 仕事と育児の両立の具体的な方法を実行・導入

以上の目標は、行動計画の目標例を参考としている。

### ◇ 雇用環境の整備に関する項目

- 職業生活と家庭生活の両立支援の整備
- 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

### ◇ その他の次世代育成支援対策に関する項目

## (3) 目標達成のための対策とその実施期間

- 認定を受ける行動計画を設定し、目標を達成する。
- 行動計画を以下の表に一覧にしてまとめ、各項目における実施の記録を取る。

| 1 職業生活と家庭生活の両立支援の整備   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 行動計画目標  | 行動計画項目(対策)   | 期間   | 具体的施策  |
| 主に育児をしている従業員を対象とする取組み   | 妊娠中および出産後の従業員の健康管理や相談窓口を設置する。  | 平成24年4月1日から  | 法人本部に人事部を設け、相談窓口としての機能(電話、メール、直接面談)を持たせ、そのことを従業員に周知する。                     |
|   | 子どもの出生時や育児における父親の休暇取得の促進のための措置を行い実施する。   | 平成26年3月31日まで   | 就業規則で明確に男性の休暇取得を設け、それを促進する。  |
|   |  | 平成26年3月31日まで   | 男性従業員が少ないために意識改革が進まないことを鑑み、父親の休暇取得促進のための講演会を行う。                            |
|   | 育児休業中の従業員の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を実施する。                                | 平成26年3月31日まで   | 社内報の送付や育児休業者のための社内情報誌の制作を行う。また、WEB上に専用のページを設け、対象者がいつでも閲覧可能にする。             |
|   | 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、短時間勤務制度の実施など、従業員が育児時間を確保できるようにするための措置は就業規則で定めている。その実施率を明確にし、実施率を上げる。 | 平成26年3月31日まで   | 就業規則における制度の周知を社内報などで従業員に周知することと対象者には、人事部より直接的な説明を行う。                       |
| 育児などによる退職者についての再雇用特別措置の実施                                     | 平成24年4月1日から<br>平成26年3月31日まで  | 育児による退職者への連絡を行うことにより、再雇用特別措置が行われていることを周知する。従業員への周知を社内報で行う。 |  |
| 2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備                                       |  |  |  |
| 行動計画目標  | 行動計画項目   | 期間   | 具体的施策  |
| 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組み                                       | ノー残業デー等を導入し、法人内の意識啓発等による所定外労働の削減を行う。   | 平成23年12月1日から<br>平成26年3月31日                                 | 所定外労働の総時間数の調査を行い、計画期間中は平成22年度を対象として改善が行われるようにする。                           |
|   |  | 平成24年度中  | 毎週の決まった曜日をノー残業デーとして設定する。   |
|   | 年次有給休暇の取得促進を行う。  | 平成24年4月1日から<br>平成26年3月31日                                  | 年次有給取得率の調査を行い、平成22年度を対象としてそれよりも高い取得率を目指す。                                  |
|   | 扶養家族を持つ者に対する休暇の設定を行い、労働条件の向上を図る。   | 平成24年度中  | 扶養家族を持つ者に対して、就業規則で家族休暇(仮称)を設ける。  |
| 3 その他の見直しを必要としている整備   |  |  |  |
| 行動計画目標  | 行動計画項目   | 期間   | 具体的施策  |
| 対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境の整備以外の取組み                                 | 地域の方々のための授乳コーナーの設置等を既に行っているが、それを従業員も利用できるようにし、子育てバリアフリーの推進を行う。                       | 平成26年3月31日まで   | 既設の授乳コーナーについての役割を従業員に周知するとともに地域住民に対して掲示やWeb等で情報提供を行う。                      |
|   | 子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施  | 平成26年3月31日まで   | 対象となる従業員の子どものみではなく、家族での一日保育士体験等の参加を呼び掛ける。                                  |
|   | 地域における子育て支援活動を当法人従業員で常に行っているが、当法人だけでなく、NPO法人等と合同で行う機会を設け、広く地域社会に貢献する。                | 平成26年3月31日まで   | 各施設の近隣のNPOの情報を集め、施設で行っている子育て支援活動への合同参加を呼び掛けるとともに、それらNPOの活動へも協力する。          |
|   | 法人内における家庭教育に関する学習機会の提供   | 平成26年3月31日まで   | 当法人内で従業員を対象とした保育の研修会を多く行っているが、それらとともに自らの子育てに役立つ研修を行う。                      |
|   | 保育所の特性を活かし、インターンシップ・トライアル雇用等を行い、子どもとの触れ合いの場を作り、子育てに関する情報提供や相談を行う。                    | 平成26年3月31日まで   | 当法人各施設で行っているボランティア等の受入の枠をインターンシップやトライアル雇用まで広げ、広く社会に子どもに触れ合う機会を設ける子育て支援を行う。 |
|   | 社会の男性の子の出生時・育児における休暇取得を促進するために子育て支援としての取り組みを行う。                                      | 平成26年3月31日まで   | 当法人各施設で行っている子育て公開講座などに男性の出席を募る。  |
| ※ 期間に「平成26年3月31日まで」と記入されているものについては、随時行い続けていくものであり、開始時期を表記しない。 |  |  |  |
| ※ 期間の年度とは、4月1日から翌年3月31日までのことを示す。                              |  |  |  |

#### (4) 事業フロー

##### ● 手順

▶ 行動計画における目標に対する実施計画の各項目は設定されているが、全体として行動計画は、以下の手順に従って策定される。

1. 当法人の現状把握
2. 役員・従業員のニーズ調査
3. 行動計画の作成
4. 行動計画の公表
5. 行動計画の経過調査
6. 次年度準備
7. 見直しされた行動計画の周知・意識調査
8. 行動計画の結果調査
9. 行動計画の結果作成
10. 行動計画の結果公表

#### (5) 行動計画策定までのフロー

##### 1. 東京児童協会の現状

厚生労働省の次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の両立指針参考

- ① 育児や介護のために休業できる制度等
- ② 仕事をしながら育児や介護ができる制度等
- ③ ①及び②の制度の利用状況
- ④ 制度を利用しやすい環境づくり
- ⑤ その他の仕事と家庭との両立がしやすい制度

(ア) 就業規則の整備

(イ) 育児休業制度・年次有給休暇の利用・取得率

(ウ) 職業家庭両立推進者の任命

- ① 計画策定時に任命

##### 2. 行動計画の策定のためのニーズ調査

(ア) 理事長・理事・園長（以下、「役員」）が次世代育成支援対策推進法の行動計画の作成についての理解・方向性を調査し確認する。

(イ) 役員の仕事と子育ての両立についての理解・方向性を知る。

① 役員が組織として次世代育成推進法の中で望んでいることは何かをアンケートで質問しながら調査していく。

1. WEB を使ったアンケート調査。

(ア) 役員一人一人の社員番号を設定し、リストを作成。

(イ) アンケートは、次世代育成支援対策推進法の行動計画の作成にあたり、その理解と組織として進むべき方向性を確認する項目を作成し、使用する。

(ウ) 一人一人にメールを送り、WEB 上でアンケートに答えてもらう。

2. アンケート結果から、次世代育成支援対策推進法の行動計画において役員が現在の理解と組織の望むべき方向性を示す。

(ア) 役員に従業員へのアンケートに追加した項目を入れて、従業員へのアンケート調査のフォーマットを送る。(組織の次世代育成支援対策推進法の行動計画について、役員から従業員に聞きたい項目を役員アンケートの中から確認する。)

(ウ) 従業員のニーズを知る。

① WEB を使ったアンケート調査を行う。

1. 従業員数の確認 (対象者は、「常時雇用するもの」)

(ア) 社員番号を設定し、リストを作成する。

2. 従業員に WEB 上でアンケートに答えてもらう。

(ア) アンケート項目は、以下のことを確認する。

① 次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定にあたり現状の就業規則等の当社の制度の確認。

② 次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定にあたり以下の目的を確認するアンケート項目を設定する。

1. 基本制度

2. 従業員の希望

3. 組織として取り組むことについての意見収集

4. 役員から従業員への質問

(エ) 行動計画に関しての現状の基礎情報が確定する (アンケートの集計) ので、それを報告書として担当者、役員に報告する。

① 役員と社員の意識の違いの明確化を図る。

1. 組織として役員の望む行動計画の策定について、従業員との確認

2. 同一のアンケート項目で違う部分を探す。

※アンケートの項目は、厚生労働省の次世代育成支援対策推進法の行動計画の両立指標の 61 項目を基本として使用する。

3. 行動計画の作成
  - (ア) 目標を設定する
    - ① アンケート結果から行動計画として必要だと思われる項目を抜き出す。
    - ② 就業規則等の規定の中で改善項目を確認し作成する。
    - ③ 子育て支援を必要とする目標を立てる。
  - (イ) 目標に対しての対策を設定する
    - ① 上記の目標から、具体的対策を考える。
  - (ウ) 期間を設定する
    - ① 計画の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日にしている。そのため、その期間内のスケジュールを設定する。
4. 行動計画を公表する。
  - (ア) 公表する場所
    - ① インターネットの「両立支援のひろば」への掲載
    - ② 当社の HP に掲載する
  - (イ) 従業員への周知の方法の選択
    - ① 事業所に分かりやすいように冊子を置く。(1冊～)
    - ② 従業員に冊子を配布する。(従業員数+事業所数+その他)
    - ③ 社員にメールでも送る。
5. 一般事業主行動計画策定届 の届出について
  - (ア) 行動計画を策定した後は、様式に従い主たる事務所を管轄する都道府県労働局雇用均等室に提出を行う。
6. 実施結果の検討
  - (ア) 毎年度実施することにより、経過記録を取る。
  - (イ) 社員に WEB 上でアンケートを取る。
  - (ウ) 役員に WEB 上でアンケートを取る。
  - (エ) 実際の数字から見る。
  - (オ) 必要があれば、行動計画の見直しを行う。